

平成27年12月8日

桑折町放射能対策推進町民会議会長  
福島県桑折町長 高橋 宣博 様

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直



「原子力損害賠償完全実施と事故対策に関する要求書」

に対する回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「弊社事故」といいます。）により、桑折町の皆さんをはじめ、福島県の皆さんに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成27年11月10日に受領いたしました要求書につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

記

1. 当町及び町民が被ったすべての損害に対し、原発事故災害の原因者としてその責任において、それぞれの被害の実態に見合った賠償を確実、迅速に誠意を持って行うこと

（ご回答）

弊社といたしましては、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、損害を受けられた方々への迅速かつ公正な賠償金のお支払いに引き続き取り組んでまいります。また、弊社事故と相当因果関係が認められる原子力損害につきましては、それぞれのご事情をお伺し適切に対応させていただきます。

自主的避難等に関する賠償につきましては、原子力損害賠償紛争審査会による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」を踏まえ、弊社事故当時の精神的損害等の賠償を実施させていただいております。

2. 当町が、平成27年3月18日に賠償請求した本件事故に起因する事業に要した人件費を含めた行政経費について、原発事故災害の原因者としてその責任において、迅速かつ確実に誠意を持って対応すること

(ご回答)

地方公共団体さまへの賠償につきましては、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補」を踏まえ、賠償の取り組みを鋭意進めております。ご請求いただきました人件費を含めた行政経費につきましては、それぞれのご事情をお伺いさせていただきながら、適切に対応させていただきたいと考えておりますので、何卒、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

3. 福島県内にある原子力発電所は、全て廃炉の決定をし、その考えを明示すること

(ご回答)

福島第一原子力発電所5号機および6号機につきましては、既に平成26年1月31日付で廃止しております。

福島第二原子力発電所につきましては、福島県ならびに県内自治体の各議会において廃炉決議がなされている事は承知しておりますが、今後の扱いについては、地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまのご意見や、国のエネルギー政策の動向、福島第一原子力発電所廃炉作業のバックアップ機能としての役割等を総合的に勘案し、事業者として判断してまいりたいと考えております。

なお、福島第二原子力発電所では、安定的な冷温停止の維持に必要な設備等の健全性を確保しつつ、福島第一原子力発電所の廃炉作業を支援しております。

今後も、福島第二原子力発電所を含め、当社の保持する経営資源を福島第一原子力発電所の廃炉作業に投入し、安全かつ着実に廃炉を進めてまいります。

4. 商工業等に係る営業損害について、年間逸失利益の2倍相当額を一括して賠償するとした素案を撤回するとともに、被害者に対して、損害の実態に見合った賠償を行うこと

(ご回答)

弊社といたしましては、国による2年間の集中的な自立支援施策の展開によって原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくとの認識の下、事業者さま毎にご事情をお伺いの上、本件事故と相当因果関係の認められ

る将来にわたる損害に対し、直近の減収にもとづく年間逸失利益の2倍を一括して賠償させていただきます。

なお、国による自立支援施策の活用やこのたびの一括賠償をもつてしてもなお、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続を余儀なくされる場合につきましては、ご事情をお伺いしたうえで、適切にお支払いさせていただきます。

5. 被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、未請求者の掘り起こしや周知活動を継続して実施するとともに、将来にわたり消滅時効の援用をしないことを明示すること

(ご回答)

自主的避難等に係る損害に対する賠償請求をいただいた方へは、平成27年10月23日時点で98%の方にお支払いさせていただいております。また、賠償請求いただいている方には、平成26年11月より、ダイレクトメールおよび請求書類一式を順次送付しております。さらに、ダイレクトメールをお送りしたあとも未請求の方には、平成27年3月から4月にかけて再度ダイレクトメールにて請求のお手続きのお願いをさせていただいております。

消滅時効につきましては平成25年12月に成立した消滅時効特例法の趣旨を踏まえ、最後の一人が新しい生活を迎えることができるまで、損害を受けられた方々に寄り添い責任を持って対応してまいります。

以上